

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	施設マネジメント課
処分の名称	行政財産の使用許可
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第238条の4第7項
基準規定	周南市公有財産管理規則第34条
審査基準	<p>周南市公有財産管理規則第34条 （使用許可の基準）</p> <p>第34条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産をその用途又は目的を防げない限度において使用の許可をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため使用するとき。</p> <p>（2） 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>（3） 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。</p> <p>（4） 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜のため、食堂、売店等を経営させるとき。</p> <p>（5） 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	14日
備考	処分はそれぞれの行政財産を所管する課で対応する。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	施設マネジメント課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例本則
基準規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第4条 周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例施行規則第2条
審査基準	<p>1 周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第4条 (使用料の減免) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、当該補佐又は代行する事務、事業の用に直接供するため使用するとき。 (3) 使用者が、地震、水害、火災等の災害のため、当該財産を使用目的に供し難いと認められたとき。 (4) 前3号のほか、特に市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例施行規則第2条 (使用料の減免) 第2条 条例第4条に規定する使用料の減免については、次のとおり定めるものとする。 (1) 条例第4条第1号に該当するときは、5割以内の減額とする。 (2) 条例第4条第2号に該当するときは、免除とする。 (3) 条例第4条第3号に該当するときは、使用目的に供し難いと認められた期間に相当する使用料を免除とする。</p> <p>2 条例第4条第4号に定める特に市長が必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとし、減額又は免除は、次のとおりとする。 (1) 使用者が公共的団体で公用又は公益事業に使用するとき。 ア 社会福祉事業推進団体等 9割以内減額 イ 自治会等コミュニティ推進団体等 9割以内減額 ウ 学校法人、青年団、女性団体、PTA等 5割以内減額 エ 協同組合等 3割以内減額 (2) 本市職員の福利厚生等のため設置された団体が、その事務所又は事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。 免除 (3) 地震、水害、火災等の災害により応急施設として短期間使用するとき。 免除 (4) 他の者が、本市と共催して開催する集会、行事等に使用するとき。 市長が必要と認めた割合による減額 (5) 当該使用が本市の事務、事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。 市長が必要と認めた割合による減額 (6) 市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。 市長が必要と認めた割合による減額 3 その他特に市長が必要と認めた場合には、前2項の規定による減額割合にかかわらず、当該使用料を免除できる。 4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産の目的外使用に係る使用料減免申請書（別記様式）を提出しなければならない。</p>
標準処理期間	14日
備考	処分はそれぞれの行政財産を所管する課で対応する。